

薬食審査発0531第8号
薬食安発0531第2号
平成24年5月31日

各
都道府県衛生主管部（局）長
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



ジクロルボス（DDVP）蒸散剤の留意点について

ジクロルボス（DDVP）を含有し、その蒸散により効果を得ることを目的とする殺虫剤（以下、「ジクロルボス蒸散剤」という。）のうち、プラスチック板一枚中にジクロルボス（DDVP）21.39g以下を含有する製剤については、薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第87号。以下「省令」という。）が平成24年5月31日に公布及び施行され、劇薬の指定が解除されましたが、ジクロルボス蒸散剤の取扱いについては、平成16年11月2日付薬食審査発1102004号・薬食安発第1102002号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長通知「ジクロルボス（DDVP）蒸散剤の安全対策及びその取扱いについて」に沿って、引き続き、下記の点にご留意いただき、消費者への説明が十分に行われるように、関係各方面に対し周知方よろしく御配慮願います。

なお、この度、省令により劇薬の指定が解除となったジクロルボス（DDVP）は、薬事法第36条第1項第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第

374号) が平成24年5月31日に告示及び施行され、引き続き第一類医薬品に指定されたことから、第一類医薬品としての取扱いが必要であることもご留意ください。

記

1. 製造販売業者

薬剤師等の専門家が、ジクロルボス蒸散剤を販売する際、適正使用情報を十分に説明できるように、消費者向け説明文書を作成するとともに、薬局・販売業者等へ配布すること。

2. 薬局・販売業者等

薬剤師等の専門家が、ジクロルボス蒸散剤の使用に際して、居室、飲食する場所及び飲食物が露出する場所では使用しないことを、本剤の販売時に消費者に対して十分説明すること。